

平成19年第1回三笠市議会臨時会

平成19年5月10日

○議事次第

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 7番 儀 惣 淳 一 氏
 - 11番 扇 谷 知 巳 氏
 - 3 会期の決定
 - 平成19年5月10日 1日間
 - 平成19年5月10日
 - 4 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
 - (2) 選挙管理委員会行政報告
 - 5 議 事
 - 6 閉会宣告
-

○議事日程 (No.1)

- 日程第 1 議長選挙について
-

○議事日程 (No.2)

- 日程第 1 副議長選挙について
- 日程第 2 議案第29号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議会運営委員会委員の選任について
-

○議事日程 (No.3)

- 日程第 4 議席の指定について
- 日程第 5 会議録署名議員の指名について
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 桂沢水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第10 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第11 三笠市農業委員会委員の推薦について
- 日程第12 諸般報告（一般行政報告・選挙管理委員会行政報告）

日程第13 報告第5号 三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第14 議案第30号 三笠市監査委員の選任について

日程第15 決議案第1号 まちづくり活性化調査特別委員会設置に関する決議

○出席議員(12名)

議長	5番	高橋 守氏	副議長	1番	丸山 修一氏
	2番	岩崎 龍子氏		3番	佐藤 孝治氏
	4番	齊藤 且氏		6番	武田 悌一氏
	7番	儀惣 淳一氏		8番	猿田 重夫氏
	9番	谷津 邦夫氏		10番	藤浪 成憲氏
	11番	扇谷 知巳氏		12番	熊谷 進氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	小林 和男氏	副市長	西村 和義氏
総務課長	澤上 弘一氏	総務課主幹	松浦 基晴氏
財務課長	磯瀬 孝氏	納税課長	土岐 学氏
環境福祉部長 市民生活課長・ 選管事務局長	黒田 憲治氏 内田 克広氏	選管委員長 福祉事務局長	草野 正彦氏 阿部 弘之氏
保健福祉課長	永田 徹氏	経済建設部長	西城 賢策氏
農林課長	松本 鉄宜氏	商工観光課長	星野 直義氏
建設課長	中沢 敏男氏	水道課長	作佐部 盛秀氏
会計課長	富樫 誠氏	教育委員長	大野 政行氏
教育長	富樫 繁樹氏	教育次長	吉田 正幸氏
学校教育課長	中村 正法氏	社会教育課長	田中 哲也氏
博物館長	長谷川 浩二氏	病院事務局長	森原 裕氏
病院管理課長 署長兼 総務予防課長	佐藤 健治氏 辻道 元信氏	消防長 消防課長	富田 照男氏 石岡 竹志氏
生活安全センター長 監査委員事務局長	西原 淳志氏 栗山 俊彰氏	監査委員	宇野 政美氏

○出席事務局職員

議会事務局長	北山 一幸氏	総務係長	小田 弘幸氏
--------	--------	------	--------

◎臨時議長就任及び挨拶

◎議会事務局長（北山一幸氏） 事務局よりお願い申し上げます。

本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に職務を行うことになっております。

出席議員中、扇谷議員が年長ですので、御紹介申し上げます。

（年長議員扇谷知巳氏 議長席に着く）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） ただいま御紹介いただきました扇谷です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

よろしく願いをいたします。

◎開 会 宣 告

◎臨時議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成19年第1回臨時会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎臨時議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

◎臨時議長（扇谷知巳氏） この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

◎日程第1 議長選挙について

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 日程の1 議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） ただいまの出席議員数は、12名であります。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票記載所は議場内後方でございます。

点呼を命じます。

（投票）

◎総務係長（小田弘幸氏） 仮議席の順番に2名ずつ名前を読み上げますので、記載所のほうで記載していただきまして、投票箱のほうに投票していただきたいと思います。

それでは、1番丸山議員、2番岩崎議員、3番佐藤議員、4番齊藤議員、5番高橋議員、6番武田議員、7番儀惣議員、8番猿田議員、9番谷津議員、10番藤浪議員、11番扇谷議員、12番熊谷議員。

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に齊藤議員、儀惣議員及び藤浪議員を指名いたします。

よって、ただいま指名した立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 選挙の結果を報告します。

投票数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。このうち有効投票数12票、無効投票なし。

有効投票中、高橋議員11票、岩崎議員1票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります

よって、高橋議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高橋議員が議場におられますので、本席からから会議規則第32条第2項による告知をいたします。

高橋議員、登壇願います。

（議長高橋守議員 登壇）

◎議長（高橋 守氏） このたびは、同僚諸氏の御推挙をいただき、議長という重職を担わせていただくことになり、皆様に対しまして衷心より感謝申し上げます。

先人の苦勞で繁榮、發展をしてきました歴史ある三笠市であります。旧産炭地の宿命とも言える財政の硬直化、人口の減少、少子化、高齢化など多くの問題点を抱えていることも、皆様が御承知のとおりと思います。このたびの統一地方選挙において、多くの市民の皆さんが期待された、安全で安心して生活ができ、安定的に町が發展していくことを目指すためにも、開かれた活気のある議会であるため、私自身まだまだ未熟ではございますが、一層の研さんを深め、最大の努力をしてみたいと思いますので、議員の皆様方、また行政の皆様方に特段の御協力、御指導をお願い申し上げます。議長の就任のごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

◎臨時議長（扇谷知巳氏） 以上で、臨時議長による日程が終了しましたので、議長と交代します。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。

高橋議長、議長席にお着き願ひます。

（議長高橋守議員 議長席に着く）

◎日程第1 副議長の選挙について

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 これより、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（高橋 守氏） ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

◎議長（高橋 守氏） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせていただきます。

（投票箱点検）

◎議長（高橋 守氏） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票記載所は議場内後方です。

点呼を命じます。

(投 票)

◎総務係長（小田弘幸氏） 先ほどのように仮議席の順番に2名ずつ名前を読み上げますので、よろしく願いいたします。

1 番丸山議員、2 番岩崎議員、3 番佐藤議員、4 番齊藤議員、5 番高橋議員、6 番武田議員、7 番儀惣議員、8 番猿田議員、9 番谷津議員、10 番藤浪議員、11 番扇谷議員、12 番熊谷議員。

◎議長（高橋 守氏） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長（高橋 守氏） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に齊藤議員、儀惣議員及び藤浪議員を指名いたします。

よって、ただいま指名した立会人の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

◎議長（高橋 守氏） 選挙結果を報告いたします。

投票数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち有効投票数12票、無効投票なし。

有効投票中、丸山議員11票、岩崎議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります

よって、丸山議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました丸山議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項による告知をいたします。

丸山議員、登壇願います。

(副議長丸山修一議員 登壇)

◎副議長（丸山修一氏） 皆さん、丸山です。一たびお礼のごあいさつを述べさせていただきます。

このたびは、議員皆さんの御協力で副議長という重責を担わせていただき、心から感謝申し上げます。

現在、ふるさと三笠は大変厳しい状況だと認識しております。財政、町の振興、高齢化、市民生活の問題など、課題は山積しております。課題は山積していても、この町には1万1,700人余りの方が生活をしております。

私は高橋議長とともに、議会の公正公平を保つことは当然であり、議会の活性化、開かれた議会を目標に努力することは欠かせないことだと認識しております。

また一方では、議員として市民生活の安定と向上を図るために、行政と連携を密にしなければならぬと思います。浅学非才の身ではありますが、課せられた負託に真摯に取り組むつもりであります。

議員の皆さん、そして行政、理事者の皆さん、これからも皆さん方の御指導と御鞭撻をお願いしながら、あいさついたします。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

◎議長（高橋 守氏） この際、会議を暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 議案第29号 三笠市議会委員会条例の一部 を改正する条例の制定について

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 議案第29号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案につきましては、熊谷議員のほか5人の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、議案第29号三笠市議会委員会条例の一部を改正をする条例の制定については、原案可決されました。

この際、会議を暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時15分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議会運営委員会委員の選任について

◎議長（高橋 守氏） 日程の3 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、資料御配付のとおり、5人の議員を指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました5人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時33分

◎議長(高橋 守氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、正副委員長互選の結果、委員長に扇谷議員、副委員長に佐藤議員が選任されましたので、報告します。

◎日程第4 議席の指定

◎議長(高橋 守氏) 日程の4 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議員の氏名とその議席番号を別紙御配付のとおり指定します。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

◎議長(高橋 守氏) 日程の5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、7番儀惣議員及び11番扇谷議員を指名します。

◎日程第6 会期の決定

◎議長(高橋 守氏) 日程の6 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、5月10日の1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、よって今期臨時会の会期は、5月10日の1日間と決定しました。

◎日程第7 常任委員会委員の選任について

◎議長（高橋 守氏） 日程の7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、別紙御配付のとおり議長において指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、会議を暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時44分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開催されました常任委員会で、正副委員長互選の結果を、各委員長から報告がありましたので報告します。

総務経済常任委員長、藤浪議員、副委員長、佐藤議員。

民生建設常任委員長、齊藤議員、副委員長、儀惣議員。

以上のとおりです。

◎日程第8 桂沢水道企業団議会議員の選挙について

◎議長（高橋 守氏） 日程の8 桂沢水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

桂沢水道企業団議会議員に、佐藤議員、谷津議員、藤浪議員、扇谷議員、以上4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人を、桂沢水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました4人が桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま桂沢水道企業団議会議員に当選されました佐藤議員、谷津議員、藤浪議員、扇谷議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎日程第9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について

◎議長(高橋 守氏) 日程の9 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に、高橋議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました高橋議員を南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました高橋議員が南空知ふるさと市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選人に対しまして、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

この際、この場で受諾させていただきます。

◎日程第10 空知教育センター組合議会議員の選挙について

◎議長（高橋 守氏） 日程の10 空知教育センター組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本組合議会議員の定数は、同組合同規約第6条第1項の規定により、市長または市議会議員の中から1名となっています。

また、議員の選出方法は、同組合同規約第6条第2項の規定により、市長と市議会の協議により市長または議会議員のうちから議会で選挙された者をもって充てることとなっております。

この場合、市長より議会議員の中から選挙されるよう申し出がされており、議員の中から1人選挙します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

空知教育センター組合議会議員に武田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました武田議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

ただいま指名しました武田議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

当選人に対しましては、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎日程第11 三笠市農業委員会委員の推薦について

◎議長（高橋 守氏） 日程の11 三笠市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、別紙御配付のとおり、2人を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

よって、別紙御配付のとおり、2人を三笠市農業委員会委員に推薦することに決定しました。

ここで、昼食休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時58分

◎議長(高橋 守氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 諸般報告

◎議長(高橋 守氏) 日程の12 諸般報告に入ります。

初めに、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長の登壇報告を願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) それでは、行政報告をさせていただきます。

お手元に配付している順に申し上げます。

まず、報告第1号でございますが、これは人事発令についてでございます。

3月31日付で退職者がございました。そこに記載している内容でございます。市長事務局、それから議会事務局、教育委員会、消防、そこに記載しているとおりですので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

それから、4月1日付の発令でございますが、これもそこに記載しておりますように、市長事務局、医師の宮下均先生以下、退職者の補充にかかわる部分について、以下のとおり異動発令を行ったところでございます。

また、最後の方に、5月1日付の新たに医師の採用がございましたので、そこに付記させていただきました。

続きまして、報告第2号、工事関係でございます。

まず最初に、市の工事でございますが、これは三笠市の公共下水道事業、いわゆるゼロ国債の管渠新設第1工区工事(雨水)ほか4件について、そこに記載しておりますように、工事請負契約を締結いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、最初の市の工事については、今申し上げましたように5件ございます。

上からいきますと、一つはゼロ国債による管渠新設第1工区工事(雨水)、これは、ちょうど有明町のおかもと金物店前から左右の道路でございます。

それから、二つ目の第2工区につきましては、これも有明町の建設協会の前からおかもと金物店までの道路についてであります。

それから、3番目の下水道工事の管渠新設第1工区工事、これは汚水であります、これは道の駅の周辺について行うところでございます。

それから、同じく汚水関係の第2工区については、三栗線の道の駅の手前のところについて、工事概要について、そこに書かれているように、この場合は主にマンホールポンプの設置工が主になっているところでございます。

それから、最後に、市工事の最後でありますけれども、道道三笠栗山線配水管の改良工事でありますけれども、これは三栗線と達布岡山線、この部分を行うものであります。

以上が市の工事であります。

続きまして、北海道工事については、2件ございます。

一つは、三笠栗山線のいわゆる交通安全のための工事でございます、これはほぼ市内全域にわたって行うところでございます。

それからもう一つは、柏町、抜羽の沢のため池がございます、あの周辺のそこに書いてある下刈りとか、あるいは根踏みとかといった工事が中心になっております。

続きまして、国の工事でございますが、国の工事につきましては、3件ございます。

一つは、幾春別川総合開発事業のうち新桂沢ダム雪崩予防柵設置工事でありまして、これは御承知のように、ダム管の事務所がございますが、あの横とでもいいですか、あの山側のところでございます。

それから、もう一つは、あと二つありますが、直轄堰堤維持の内桂沢ダム外維持工事。これは、ダム湖の周辺の維持管理ということで、流木の処理だとか、廃棄物の処理とか、あるいは除草、そういったことが中心になって行われるところであります。

それから最後は、石狩川維持工事の内幾春別川外維持工事であります、これは主として幾春別川の川岸の除草とか、伐木とか、あるいは河川構造物の整備だとか、そういったものが中心になって、いわゆる幾春別川をある意味においては、きれいにしていくということが主な工事内容でございます。

以上、報告第1号並びに報告第2号を申し上げて、行政報告を終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第2号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第4号、経済建設部関係について。

丸山議員。

◎1番（丸山修一氏） 今、市長報告にありましたけれども、市の工事、道の工事、それから国の工事、これらの落札率というのは幾らになりますか。

◎経済建設部長（西城賢策氏） 工事内容等につきましてはお聞きしているのですが、落札率まではお聞きしているものはありません。

それから、市の工事についてでございますけれども、市の工事の現在の落札率、大体95%を若干切る程度ということで推移しているということでございます。

◎議長（高橋 守氏） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでございますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 選挙管理委員会も新しい体制で臨んで、特段のこともなく、無事終わったということに、私もそう理解しています。そういう中で、知事・道議選挙は、昨年並みのいわゆる投票率もまあまあだったというふうに思っていますが、過去の、平成15年と変わらない投票率だったと思っています。

そこで、お尋ねするのですが、市議会議員選挙に当たって、投票率が前回から見ると、5.66%落ち込んでいると。この大変、天候に恵まれて投票率も上がるというふうに私も思っていたのですが、いかんせん5.66のマイナスになったと。その要因が何かにあるかと思うのですが、その辺何か感じている部分があれば、ちょっと御見解をいただきたいと思っています。

◎議長（高橋 守氏） 選挙管理委員長。

◎選挙管理委員長（草野正彦氏） 私も実はもう少し上がると期待しておったのですが、これは前は議会選挙と市長選挙が同時に行われました。それで、今回は市長選挙がなく、市議会のみとなったことによる減ではないかなというふうに、私なりに考えております。

◎議長（高橋 守氏） 谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 私も、それも一つの大きな要因だというふうに思っています。

それと、選挙が終わった後の話、あるいは過去の話、ちょっと事例を出すのですが、三笠の場合、非常に高齢化しております。選挙、いわゆる投票所に行くと、なかなか段差があって、車いすあるいはつえをついている方、あるいは足がなかなかそこまで上がらないと。そういう方が非常に多いということが、初めて私も気がついてまいりました。これ、各地域行って、みんなそうです。それで、ぜひ選管の皆さんにちょっとお願いしていた経過もあるのですけれども、ぜひ靴を脱いでスリッパに履きかえる、そのことをひとつ

解消できないかと。そのことによって、投票率も上がるというふうに私は考えるのですが、そういうお年寄り方の声というのが非常に多いということを実感しております。その辺検討してもらえるかどうか、ちょっと聞かせてもらいたいと思っています。

◎議長（高橋 守氏） 選挙管理委員長。

◎選挙管理委員長（草野正彦氏） 確かに、靴を脱いで、入り口から段差がありますので、それからまた中に入ってから、また靴を脱いでじゅうたんの上进行くということで、非常に年寄りの方には御不自由をかけていると思いますけれども、私といたしましては、これは改善する場合、予算措置が若干伴うのではないかと。これは直さなければならぬということ、私も感じております。その辺は市の行政と相談しまして、できるものから改善していきたいと考えております。

◎議長（高橋 守氏） ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第 13 報告第 5 号 三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

◎議長（高橋 守氏） 日程の 13 報告第 5 号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇説明を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 報告第 5 号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告いたします。

今回の専決処分は、平成 19 年 3 月 30 日付で地方税法の一部が改正されたことに伴い必要な措置を行ったものであります。

改正内容は、個人市民税において、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等にかかわる市民税の課税の特例を 21 年度まで延長するとともに、譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の該当となる特定中小会社が発行した株式を取得する期間を平成 20 年度末まで延長するものであります。

次に、固定資産税において、高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を減額する特例措置を創設するものであります。

本来であれば、議会提案すべきところではありますが、今回の法律が平成 19 年 3 月 30

日に公布され、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

報告第5号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第14 議案第30号 三笠市監査委員の選任について

◎議長（高橋 守氏） 次に、日程の14 議案第30号三笠市監査委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇説明を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第30号三笠市監査委員の選任について、提案説明申し上げます。

市議会議員から選任の三笠市監査委員谷津邦夫氏の任期が平成19年4月30日付で満了となりましたので、その後任として熊谷進氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

熊谷進氏は、昭和18年3月4日生まれの64歳であり、昭和58年5月に市議会議員に当選し、現在まで7期にわたり在職され、その間、総務常任委員会、民生常任委員会、議会運営委員会等の委員長、三笠市議会議長の要職を歴任されました。

以上、三笠市監査委員として適任であると考えますので、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第30号三笠市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第15 決議案第1号 まちづくり活性化調査特別委員会設置に関する決議について

◎議長(高橋 守氏) 日程の15 決議案第1号まちづくり活性化調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案については、熊谷議員ほか5人の共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表して、熊谷議員から提案理由の説明を求めます。

熊谷議員、登壇報告願います。

(12番熊谷進氏 登壇)

◎12番(熊谷進氏) ただいま上程されましたまちづくり活性化調査特別委員会設置に関する決議、朗読をもって提案説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

委員会の設置。

1、本市議会にまちづくり活性化調査特別委員会を設置する。

目的。

2、本市の活性化について、必要な調査等の活動を行うことを目的とする。

委員会の構成。

3、本委員会は、11人をもって構成する。

調査期間と閉会中の調査。

4、本委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続存置し、閉会中も調査を行うことができる。

経費。

5、本委員会に要する経費は、議長の承認を経て支出する。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

◎議長(高橋 守氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

決議案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

決議案第1号まちづくり活性化調査特別委員会設置に関する決議については、提案のとおり原案可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、資料御配付のとおり11名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました11人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。以上で、今臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成19年第1回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員